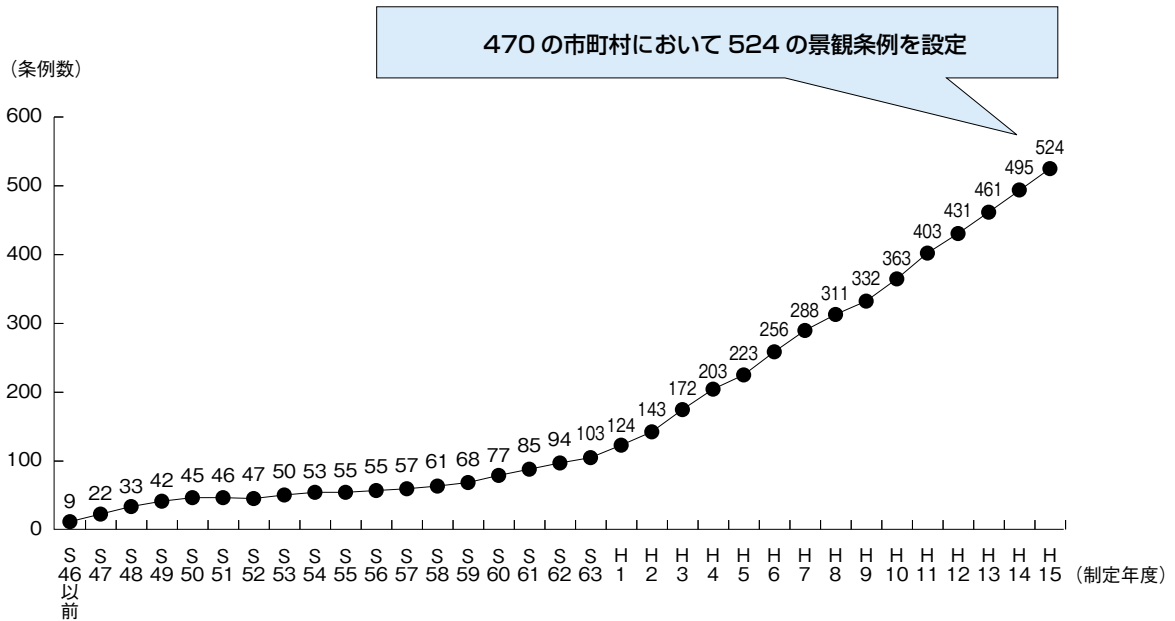
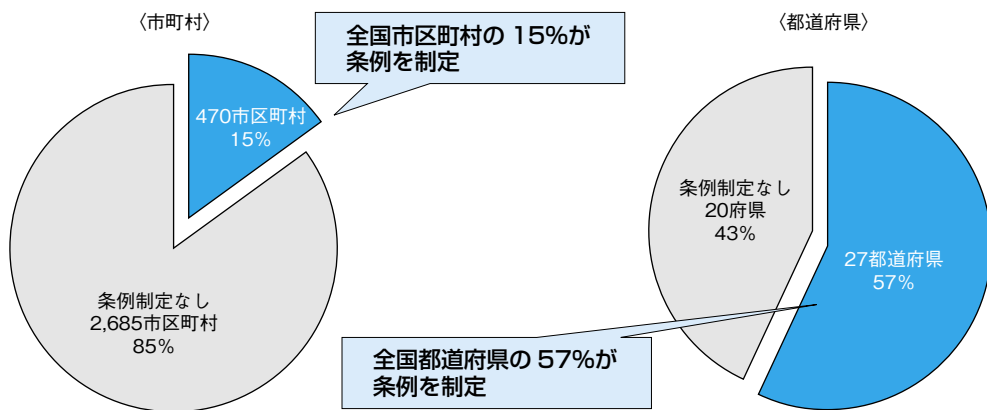


グラフ1 市町村における景観条例の特定数の推移（累積）



資料：国土交通省調査（平成16年3月現在）

グラフ2 地方公共団体の景観条例制定状況



資料：国土交通省調査（平成16年3月現在）

ざるを得ず、それ以上の規制はできない。また罰則についても、氏名を公表する程度にとどまり、実質的な強制力は弱かったのが実情だ。

**【地域が主体的に景観計画を策定し 個性ある景観の保全・形成を推進】**

制定された景観法では、自治体（景観行政団体）が、それぞれの地域に合致した景観形成や、独自性の高い景観を保全・形成するための「景観計画」を作成。それに基づいて、区域の指定と各種の景観行政が行われることになる。

自治体は複数の「景観形成地域」を指定でき、その地域内では建物等の建築行為は届け出制となる。また、自治体はその区域に関して、配慮すべき色彩などの景観基準を定め、違反者に対して変更を命じたり、罰則を与えることができる。（罰則については条例等で規定）

また、景観上欠かせない建造物や樹木などの保全のために「景観重要建造物・景観重要樹木」を指定。地域内に公共施設を設ける際には景観計画に沿って整備することが義務づけられる（「景観重要

公共施設」。商店街やコミュニティなどの発案と合意によってルールを定め（「景観協定」）、統一感のある魅力的な街並みづくりを進めることも可能になる。

さらに、景観形成の重点エリアとして、より厳しい規制を行える「景観地区」を指定することも可能となった。

この「景観地区」では、建築物の色や形状（デザイン）、高さなども規制・誘導でき、伝統的な瓦屋根の使用や建物の向きの一統化などが可能となる。規制・誘導の